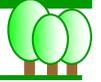


第2章 緑の基本構想



1 基本方針

(1) 基本理念

本市は、豊岡丘陵地、磐田原台地斜面の樹林地、遠州灘海岸や天竜川、太田川、仿僧川、今ノ浦川などの水辺資源、桶ヶ谷沼などの良好な自然資源、遠江国分寺跡などの歴史資源と一体となった緑などが存在します。

これらの緑は、長い歴史の中で、市民の手によって守り、造り上げられてきたものであり、生物の生息環境の保全、自然とのふれあい機会の提供、都市環境の改善、地球温暖化防止、防災機能、レクリエーション・健康づくりの場の提供、農林業の生産基盤、良好な都市景観の形成、精神的な充足等、うるおいのある豊かな市民生活に寄与し、重要な役割を果たしています。

本計画における基本理念は、このような本市における緑の存在意義を勘案し、市民・事業者・行政が緑の保全や地域の緑化を推進するにあたって、根本となる考え方を定めるものであり、磐田市総合計画基本構想や磐田市環境基本条例の基本理念の考え方を受け継ぎ、以下のように掲げます。

協働のまちづくりによる 緑の豊かさが実感できる都市の創造

多様な役割を担っている緑を将来にわたり望ましい姿で保全していくとともに、市民・事業者・行政の協働による様々な緑化活動の拡大を通じ、人と緑とのかかわりを大切にした、緑の豊かさが実感できる都市づくりを目指します。

(2) 緑の将来像

本市の緑の将来像は、豊かな自然環境や歴史・文化を背景として、人と緑のかかわりを大切に持ち続けることにより、市民・事業者・行政の協働によって育まれたすばらしい緑の環境が創出され、緑豊かで活力ある魅力的なまちを目指すため、次のように設定します。

〈緑の将来像〉

緑豊かで魅力的なまち “いわた”

磐田市環境基本条例：磐田市の環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成18年4月に施行された条例。

(3) 基本方針

本市の緑の現況と課題及び計画の基本理念を踏まえ、将来像を実現していくための基本方針を次のとおり設定します。

1) 後世に残すべき緑の保全

豊岡丘陵地の森林や磐田原台地斜面の樹林地などは地域に残る貴重な植生として保全に努めます。

また、多くのトンボの生息地として知られ、本市を代表する自然保護の象徴ともなっている桶ヶ谷沼や天竜川、太田川、遠州灘等の水辺環境、田園風景などは、後世に残し伝える緑地として保全に努めます。

2) 市民が身近に親しめる緑の保全・創出

市民が身近に接することのできる公園・緑地の創出や磐田市の地域資源を活用した特色ある公園づくりに努めます。

公園・緑地の持つ防災機能等に配慮し、安全・安心な市民生活に寄与する公園・緑地の整備に努めるとともに、公園づくりや美化・維持管理への市民参加を推進します。

3) 磐田市の魅力と品格を高める緑の保全・創出

学校、庁舎、公民館やまちの玄関口となる鉄道駅周辺、道路等の公共的施設の計画的な緑化を推進します。

住宅地や商業地、事業所用地等のそれぞれの特徴に合わせた緑化を支援・推進します。

また、歴史・文化資源や自然資源などの本市の個性を演出する緑の保全・活用に努めます。

4) 緑のネットワークづくり

公園・緑地や樹林地を河川や緑化された道路等で結び、歩行者の回遊空間やレクリエーション機能等の向上を図る緑のネットワークを形成します。

地域の生態系に配慮し、連続した樹林地や池沼から河川、遠州灘海岸へと続く緑の軸を形成し、多様な生物の生息環境や水循環を健全に保ちます。

5) 協働による緑地の保全・創出

市民や事業者の緑づくりへの参加意欲を積極的に取り込むため、緑化活動への支援や住民参加のシステムづくりを進め、市民・事業者・行政の協働により緑の豊かさが実感できるまちづくりを進めます。

(4) 緑の将来構造

本市に残された貴重な緑地を保全し、緑豊かな都市形成を図るとともに、これらのネットワークを図るといふ観点から緑の将来構造を設定します。

緑の将来構造は、緑地の保全や緑化の推進を一体的に進める「ゾーン」、緑地や緑化の「拠点」、これらをネットワークするための「軸」に区分し、それぞれの方向性を示します。

1) 緑のゾーン

都市の緑創出ゾーン

市街地については、既存の緑地を十分に「活用」しながら、身近な公園・広場の整備・充実や市民が主体となった公園・広場の維持管理、生垣化の推進などの市民・事業者・行政の協働による緑化活動により、新たな緑を「創出」「充実」し、緑豊かな市街地環境の形成を図ります。

骨格的緑地保全ゾーン

豊岡丘陵地や磐田原台地斜面樹林地、遠州灘海岸一帯については、環境保全やレクリエーション、防災、景観などの機能を併せ持つ緑地として「守り」「育み」ながら、市民共有の財産として保全に努めます。

田園集落自然共生ゾーン

平野部の集落地については、優良農地や屋敷林等の良好な自然環境を保全しながら、田園風景や自然豊かな生活空間、防災機能等の確保に努めます。

磐田原台地自然共生ゾーン

磐田原台地の集落地については、茶畑等の農地の保全を図り、地域特有の景観の保全や防災機能等の確保に努めます。

2) 緑の拠点

緑ふれあい拠点

豊岡丘陵地の樹林地については、磐田市の自然の豊かさを演出するまとまりのある緑地空間として、市民・事業者・行政の協働による保全・活用により、緑とのふれあいを深めます。

緑の創出拠点

磐田駅周辺を中心市街地については、磐田駅をはじめとする公共施設の緑化や歴史・文化資源と一体となった緑化、商店街や住宅地の緑化などを推進し、本市の顔として緑の創出を図ります。

自然環境保全拠点

桶ヶ谷沼・鶴ヶ池周辺については、優れた自然環境を有し、レクリエーション機能、景観構成機能を併せ持つ緑地として、貴重な動植物の保護や自然学習の場、自然とのふれあいの場の整備に努めます。

公園緑地拠点

本市の豊かな自然環境や歴史文化を活かした比較的規模の大きな公園・緑地については、多様化する市民の需要に対応した機能を有し、地域の核となる公園・緑地として整備・充実を図ります。

3) 緑の軸

緑の東西軸

太田川と中心市街地、天竜川を東西に結ぶ東西軸については、旧東海道などの歴史資源の活用や道路沿いの緑化などにより、公園緑地拠点相互の連絡を図り、緑の東西軸を形成します。

緑の南北軸

遠州灘海岸と中心市街地、磐田原台地及び豊岡丘陵地を南北に結ぶ南北軸については、今ノ浦川などの河川軸の活用や道路沿いの緑化などにより、公園緑地拠点相互の連絡を図り、緑の南北軸を形成します。

磐田原台地斜面緑地軸

磐田原台地斜面樹林地については、樹林地の保全や自然資源・歴史資源等を活用した公園・緑地施設の整備などにより、連続的な緑の保全・活用を図ります。

4) 水辺の軸

遠州灘海岸軸

遠州灘海岸線については、樹林地や砂浜などの海岸一帯の保全や自然とのふれあいの場の整備に努め、自然環境の保全・活用を図ります。

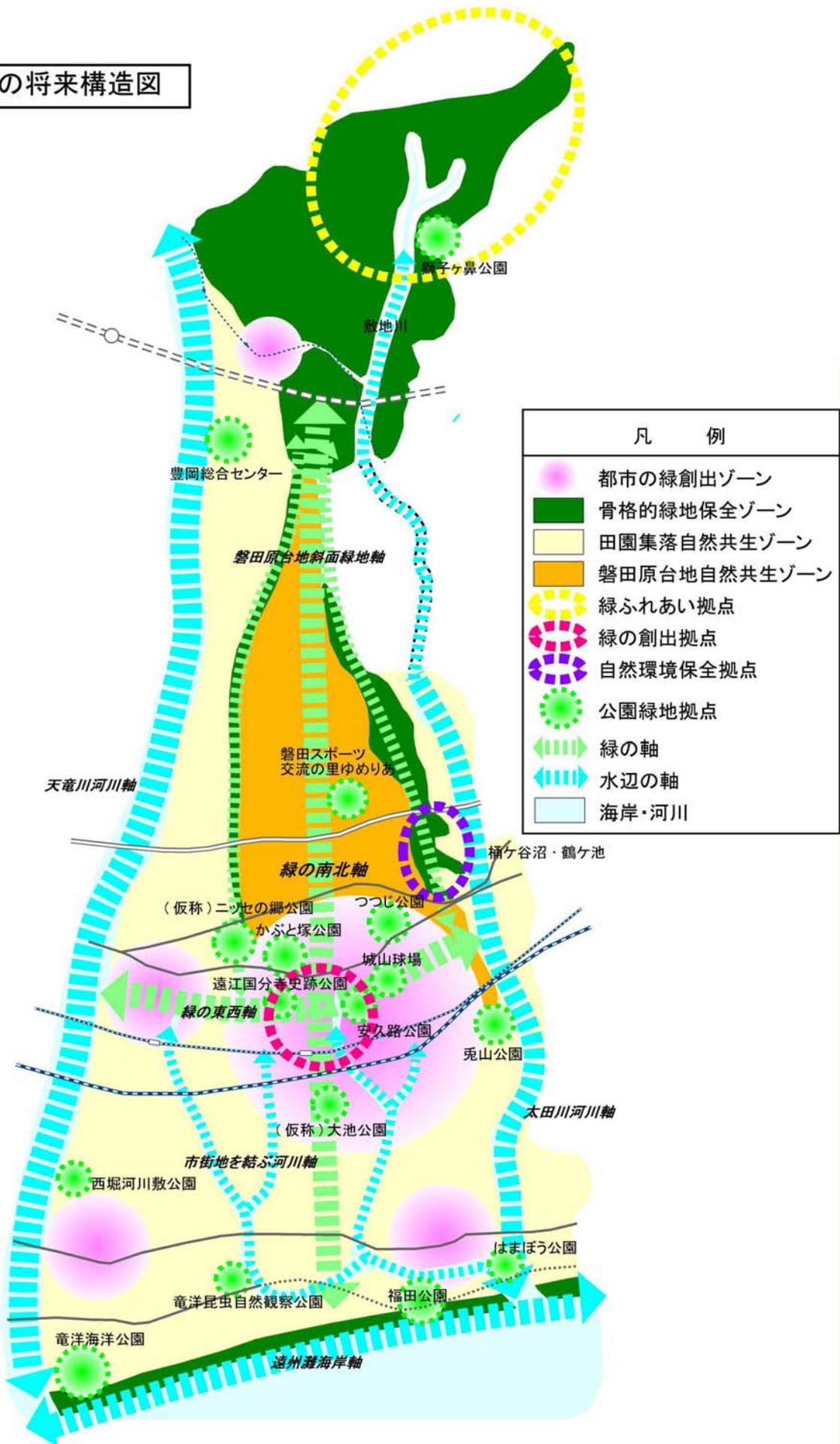
天竜川・太田川河川軸

天竜川、太田川の河川については、本来の自然を活かした水とふれあうことのできる河川空間の創出やレクリエーション機能の向上を図り、緑の南北軸を形成します。

市街地を結ぶ河川軸

今ノ浦川、仿僧川などの市街地内を流れる河川については、堤防道路の活用や市民が水に親しみ楽しむことができる水辺空間の創出を図りながら、ゾーンやその他の軸とのネットワークを形成します。

緑の将来構造図





2 緑地の保全及び緑化の目標

(1) 緑地の確保目標

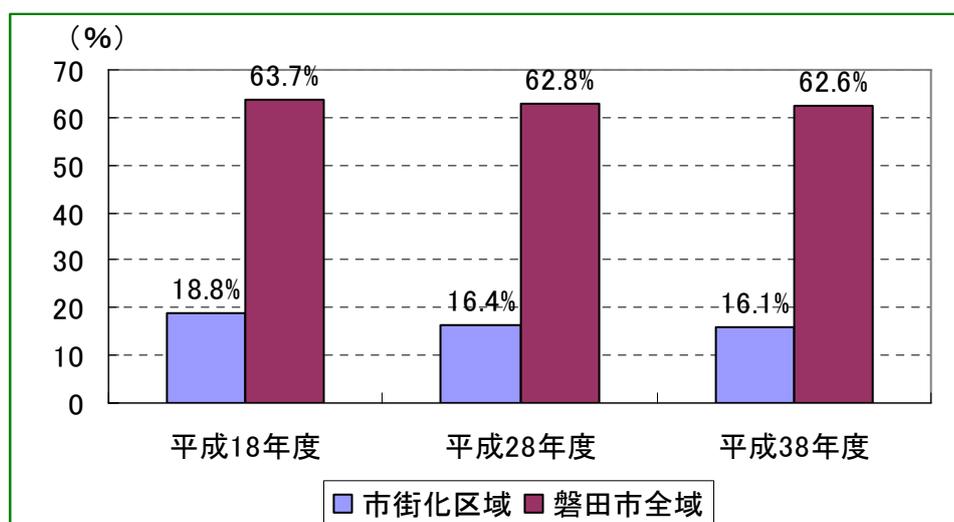
緑地 面積は都市公園等の整備による増加はありますが、農地や森林の一部の宅地化等による減少が予想されるため、緑地の総面積としては、ある程度の減少を見込みます。

緑地の確保目標

| 年 次 | | 現 況 (平成 18 年度) | 中 間 年 (平成 28 年度) | 目 標 年 (平成 38 年度) |
|-----------|------------|-------------------|---------------------|---------------------|
| 市街化 区域 | 緑地確保目標量 | 519 ha | 453 ha | 445 ha |
| | 区域面積に対する割合 | 18.8 % | 16.4 % | 16.1 % |
| 磐田市 全域 | 緑地確保目標量 | 10,446 ha | 10,298 ha | 10,267 ha |
| | 区域面積に対する割合 | 63.7 % | 62.8 % | 62.6 % |

区域面積に対する割合 = 緑地確保目標量 ÷ 区域面積 × 100

緑地面積の割合



緑地：都市公園等、グラウンド、社寺林、民間施設緑地、森林、農地、河川、その他の自然地
市街化区域：都市計画法に基づき指定された既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域。

(2) 都市公園等の施設として整備する緑地の確保目標

磐田市の市民1人当たりの都市公園面積は、現状では6.52㎡で、全国(9.1㎡)や県(8.3㎡)と比較して低い水準にありますが、平成38年度には13.49㎡の確保を目標とします。

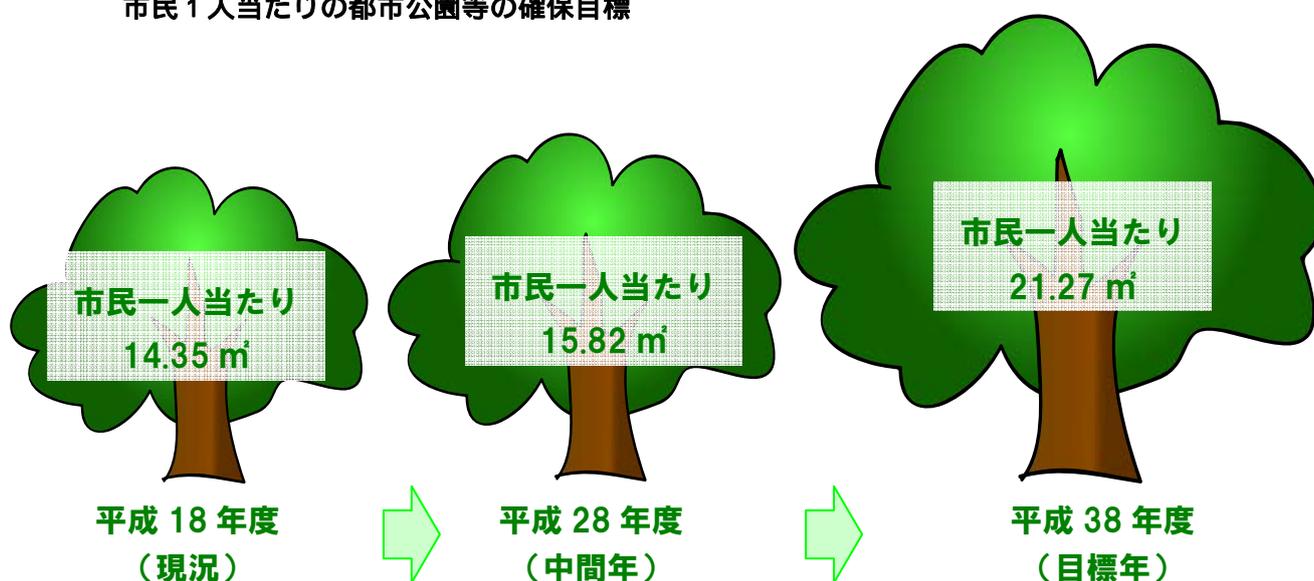
都市公園面積に都市公園以外の公園やグラウンド等を加えた都市公園等については、現状では14.35㎡ですが、平成38年度には21.27㎡の確保を目標とします。

都市公園等の施設として整備する緑地の確保目標

| 年次 | | 現況 (平成18年度) | 中間年 (平成28年度) | 目標年 (平成38年度) |
|------------------|-------|----------------|-----------------|-----------------|
| 市民1人当たりの 目標面積 | 都市公園 | 6.52㎡ | 8.16㎡ | 13.49㎡ |
| | 都市公園等 | 14.35㎡ | 15.82㎡ | 21.27㎡ |

市民1人当たりの目標面積 = 都市公園(都市公園等)面積 ÷ 人口

市民1人当たりの都市公園等の確保目標



《参考》

都市公園の市民1人当たり面積(平成18年3月)

全国: 9.1㎡、静岡県: 8.3㎡

都市公園法施行令(平成16年最終改正)における市民1人当たりの都市公園の標準面積
10㎡以上

国の緑の政策大綱(平成6年)における1人当たり都市公園等の確保目標面積
20㎡

都市公園等: 都市公園に都市公園以外の公園、公民館・学校等のグラウンド、児童遊園、市民農園等を加えたもの。

緑の政策大綱: 1994(H6)年に、21世紀初頭へむけ、ゆとりと潤いのある緑豊かな生活環境を形成することにより国民が等しく健康で快適な文化の香り高い生活を享受できるようにするため、緑の保全、創出、活用にかかる施策の基本方向と目標を定めた、国の大綱のこと。